



# 島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 27 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

ふるさと島根寄附条例施行規則

(政策企画監室)

### 公布された条例等のあらまし

ふるさと島根寄附条例施行規則(規則第30号)

#### 1 規則の概要

(1) ふるさと島根寄附条例(以下「条例」という。)の規定により受け入れた寄附金を財源に行う事業として条例で定めるもののほかに知事が別に定める事業は、次のとおりとすることとした。(第2条関係)

ア 子どもの読書活動の促進に関する事業

イ 竹島の領土権の確立に関する事業

ウ 森林の保全及び整備に関する事業

(2) 寄附申込書について様式を定めることとした。(第3条第1項関係)

(3) 知事は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができることとした。(第3条第2項関係)

ア 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

イ その他知事が特に認めるとき。

(4) 知事は、(3)の取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならないこととした。(第3条第3項関係)

#### 2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

ふるさと島根寄附条例施行規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第30号

ふるさと島根寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと島根寄附条例(平成20年島根県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第5号に規定する知事が別に定める事業)

第2条 条例第2条第5号に規定する知事が別に定める事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子どもの読書活動の促進に関する事業

- (2) 竹島の領土権の確立に関する事業
- (3) 森林の保全及び整備に関する事業
- ( 寄附金の受入れ等 )

第 3 条 条例第 1 条の寄附金（以下単に「寄附金」という。）の受入れは、寄附申込書（別記様式）により行うものとする。ただし、知事は、事情により、他の方法により寄附金の受入れを行うことができる。

2 知事は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が特に認めるとき。

3 知事は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

( 雑則 )

第 4 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

( 団体の場合は名称及び代表者名 )

電話番号

寄附申込書

下記のとおり島根県への寄附を申し込みます。

記

1 寄附金総額 円

2 寄附金の事業指定内訳

事業の種類	寄附金額
1 産業の振興に関する事業	円
2 自然環境の保全に関する事業	円
3 医療・福祉の充実に関する事業	円
4 教育・文化の振興に関する事業	円
5 子どもの読書活動の促進に関する事業	円
6 竹島の領土権の確立に関する事業	円
7 森林の保全及び整備に関する事業	円
8 事業の指定をしない部分	円

